

小樽市建築工事現場管理要領

〔現場代理人用〕

令和6年4月1日改正

目 次

1.	「工事の適正な施工について」への配慮	P. 1
2.	緊急時連絡体制の確立	P. 1
3.	施工中の安全確保及び環境保全	P. 1
4.	交通安全管理	P. 2
5.	周辺地域住民に対する工事の協力依頼	P. 3
6.	関係図書の整備	P. 3
7.	監督職員の「検査・立会い」を要する作業	P. 3～4
8.	提出書類及びその作成要領	P. 4～9
9.	工事写真撮影要領	P. 9～12
10.	主要な工事関係様式	P. 13

小樽市建設部建築住宅課

小樽市建築工事現場管理要領

本要領書は、小樽市が発注する建築工事（契約金額１３０万円を超える工事）について、受注者等（当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人。以下同様とする。）が工事現場管理を円滑に進める上で特に必要な事項を整理したものであり、契約書や設計図書（質問回答書・現場説明書・特記仕様書・図面・標準仕様書）と同様、本要領書に規定する事項は受注者等の責任において履行されるべきものです。

受注者等は、施工に当って次の事項に十分配慮し、適切な施工管理体制を確立するとともに品質・工程・安全等について計画的な管理を実施してください。

項 目	内 容	備 考
1. 「工事の適正な施工について」への配慮	建設工事の適正な施工の確保について、受注者等は次の事項について十分に配慮すること。 (1) 下請契約等の適正化について (2) 下請負人選定通知書の提出について (3) 現場組織表の提出について (4) 前払金の適正使用について (5) 労働条件の改善及び年次有給休暇の付与について (6) 地元及び季節労働者の積極的雇用並びに地元業者の優先的使用について (7) 労働災害及び工事用車両による事故防止等について (8) 労働者福祉の向上及び建設業退職金共済制度等の積極的な活用について (9) 監理技術者等の適正な配置について (10) 産業廃棄物の適正処理について	
2. 緊急時連絡体制の確立	(1) 緊急時における連絡場所をあらかじめ決定し、一覧表を作成の上、現場事務所に掲示すること。 (2) 労働災害、交通事故、火災等が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに監督職員に報告すること。	
3. 施工中の安全確保及び環境保全	「標仕１．３．７」及び「監理指針１．３．７」によるほか、「建築工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参考とし、特に下記の事項に留意しながら現場管理を行い、災害及び事故防止に努めること。 (1) 現場に安全衛生委員会を設置し、その組織表を現場事務所に掲示すること。 (2) 安全衛生委員会規約を作成し、現場事務所に備え付けること。 (3) 工事全体の安全衛生管理方針をたて、企業体職員及び工事従業者に対して趣旨の徹底を図ること。 (4) 全工期工程別安全衛生管理計画表等を作成すること。 (5) 安全大会を実施すること。 (6) 現場作業点検表を毎日つけること。 (7) 現場の安全衛生パトロールと整理整頓を常に行うこと。 (8) 建設機械器具などの危険防止処置を徹底すること。 (9) 高齢者や若年層の適正な配置を計画すること。 (10) 外国人不法労働者のチェックを行うこと。	

項 目	内 容	備 考
4. 交通安全管理	(1) 交通安全管理体制の確立 ① 工事の発注者、受注者等（下請業者を含む）その他関係者により交通安全対策について協議・決定すること。 ② 各業者単位に安全運転管理者を置き、交通安全対策を推進するとともに現場従事者に対する安全運転管理の徹底を期すこと。 (2) 安全運転管理の徹底 ① 運行管理の徹底 ア. 運行路線の指定及び点検 予め運行経路を調査のうえ運行路線を指定することとし道路管理者、所轄警察署、小樽市関係部局などとの緊密な協議により選定するとともに、常時点検を実施し安全確保について必要な措置を講ずること。 特に通学路や住宅地の生活道路の運行は避けること。やむを得ず運行する必要がある場合は、附近住民や学校関係者に協力要請するとともに、安全確保について十分な協議を行い、必要な措置を講ずること。 イ. 保安・誘導員の配置 工事現場附近、または運行路線に交通上の危険箇所があるときは、安全施設の設置及び誘導員等の配置を講ずること。特に大型車輛の搬入、搬出時には留意すること。 ウ. 防護柵等の設置 工事現場附近には、防護柵、立看板等の安全施設を設置し、通行車輛及び歩行者の安全確保の措置を講ずること。 ② 運転者管理の徹底 ア. 運転者の把握及び指導 本工事に従事する全運転者を把握し、全体打合わせ会や個別指導により、安全運転について周知徹底を図ること。 イ. 通勤用車輛の抑制 工事現場への通勤用の車輛は必要最小限の台数とすること。なお、現場敷地内に駐車スペースを確保できない場合は、必要に応じ請負者が他の場所に駐車場を確保すること。 通勤時の交通安全についても周知し、特に路上駐車禁止を徹底させること。 ウ. 悪質無謀運転者の排除 悪質な違反及び重大な事故を起こした運転者は、本工事に従事させないこと。	

項 目	内 容	備 考
	エ. 安全点呼の励行 各業者の安全運転管理者及び現場内を管理する地位にある者（現場代理人等）により、運転者に対する安全点呼を実施し、運転免許証の携帯確認や運転者の健康状態の把握を行い、安全運転について必要な事項を指示すること。 オ. パトロールの実施 安全運転管理者等によるパトロールを計画的に実施して運行路線の点検や関係車輛の安全運転状況を把握するとともに不正改造車の出入りや過積載の禁止に留意すること。 ③ 車輛管理の徹底 ア. 定期点検整備の実施 法定の定期点検を励行するとともに、車輛の使用状態に応じ適宜点検整備を行うこと。 イ. 車体清掃の実施 終業時には車体点検に合わせ、灯火・車両番号標・窓ガラス・バックミラー・車内等の清掃を励行すること。 ウ. 飛散防止装置の点検 特にダンプカーにあっては、積載土砂の飛散防止装置を常に点検し、その整備を行うこと。	
5. 周辺地域住民に対する工事の協力依頼	周辺の地域住民に迷惑のかかる恐れのある工事（騒音、振動、粉塵等）については、あらかじめ地域住民に対し工事の内容や工期等について周知し、協力を要請すること。（事前挨拶、チラシ配布、工事看板等）工事施工に当たっての近隣等との折衝については「標仕1.3.7(f)」によるものとし、対応が遅れると感情的なトラブルとなるので注意すること。なお、住民対応については随時監督職員に報告すること。	
6. 関係図書の整備	工事に関しては「公共建築工事標準仕様書（最新版）」・「同（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」・「同監理指針（最新版）上下巻」・「電気設備工事監理指針」・「機械設備工事監理指針」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「公共建築改修工事標準仕様書（最新版）」・「同監理指針（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）、「建築物解体工事共通仕様書（最新版）」が基本となるため、受注者等はこれらの図書を整備し、現場事務所を設置する場合は原則的に備え付けておくこと。	
7. 監督職員の「検査・立会い」を要する作業	〔仮設工事〕 ①敷地の状況確認及び縄張り ②ベンチマーク ③遣方 〔土工事〕 ①根切り底の状態、土質及び深さ 〔地業工事〕 ①既成杭の場合の支持地盤・掘削深さ（全数） （試験杭は地質調査業者の立会いも要請する） ②場所打ちコンクリート杭の場合の支持地盤・掘削深さ（全数）	建標仕2.2.1 建標仕2.2.2 建標仕2.2.3 建標仕3.2.1(7) 建標仕4.3. 建標仕4.5.

項 目	内 容	備 考
	(試験杭は地質調査業者の立会いも要請する) 〔鉄筋工事〕 ①配筋検査 ②圧接完了後の試験 (超音波深傷試験の場合のみ) 〔コンクリート工事〕 ①型枠の検査 〔鉄骨工事〕 ①工作図 (現寸図) ・仕口加工状態の検査 ②アンカーボルトの設置・高力ボルトの締付確認記録の検査 ③耐火被覆の検査 ④建て方の検査 〔防水工事〕 ①防水層の施工 〔その他工事〕 ①敷地境界石標の設置 ②施工数量調査完了時の数量確認 ③杭・基礎等地下埋設物の解体状況の確認 ※ その他、監督職員の必要と認める作業	建標仕5. 1. 3 建標仕5. 4. 10 建標仕6. 8. 3 建標仕7. 3. 建標仕7. 4. 8 建標仕7. 9. 9 建標仕7. 10. 5 建標仕9. 1. 3
8. 提出書類及びその作成要領	〔一般事項〕 【500万円以上の場合】 (1) 契約担当課で配付の「提出書類一覧」の他、以下に記載する建築住宅課関連の書類を提出すること。 (2) 書類は、原則として電子機器で作成すること。 (3) 各書類は工事毎、又は書類の種別毎にA 4版で作成し、ファイルを作成すること。なお、ファイルの表紙には、施工年度、工事名、ファイル名、受注者名を、また背表紙には、ファイル名を記載すること。 (4) 提出書類は、A 4版イーजीキャビネット又は、文書保存箱に収納し提出すること。なお、施工年度、工事名、工期を見やすい位置に記載すること。 (5) 記載なき書類の提出は全て1部とする。 〔提出書類及び作成要領〕 【500万円以上の場合】 (1) 作成書類一覧表 (2) 竣工図 (2部) a 工事の都合上、変更箇所がある場合は、事前に監督職員と協議の上、原図の修正を行うこと。 b 黒表紙A 4版見開き製本とし、表紙には施工年度、工事名、設計者名、監理者名、施工者名を、また背表紙には施工年度、工事名をそれぞれ金文字で記入する。また、追加工事や関連工事については、可能な限り本体工事と共に綴ること。なお、着工日及び完工日を表紙の裏に明記すること。	【500万円未満の場合】 (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) 監督職員の指示による。 (5) (同左) 【500万円未満の場合】 (1) (同左) (2) (同左) a. (同左) b. 監督職員の指示による。

項 目	内 容	備 考
	(3) 工事写真・完成写真 作成要領は「9. 工事写真撮影要領」による。	(3) (同左)
	(4) 全体工程表 工事の着手に先立ち、全体工程表を作成、監督職員に提出し、承諾を受けること。	(4) (同左)
	(5) 実施工程表 全体工程表の上に、実施工程を朱書きすること。	(5) (同左)
	(6) 工事週報（又は週間工程表） 着工日から完工日までとし、関連工事の確認も受けること。また施工内容の欄には、主要な工事（コンクリート打設、現寸検査等及び備考欄にプロセスチェックにおける報告、連絡、相談事項等の記録）の要点を記入すること。 「予定」「実施」それぞれ作成し、工事着手から毎週、監督職員へ提出すること。 また、工事週報の提出を週間工程表（実施週分、予定週分を含む）の提出に代えることができる。この場合はバーチャート又はネットワークにより工種ごとに、予定週分には予定工程を記載し、実施週分には予定工程の上から実施工程を朱書きで記載すること。その他記載内容は工事週報に準じること。	(6) (同左)
	(7) 施工計画書 各工事の着手に先立ち、下記の工事別の施工計画書を速やかに作成、監督職員に提出し承諾を受けること。 仮設工事、土工事、杭工事、鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事、防水工事、屋根工事、建具工事、塗装工事、外構工事 ほか。	(7) 監督職員の指示による。
	(8) 各保証書 a 宛先は小樽市長名とし、保証期間は受渡日（検査員検定日）からとすること。 b 保証書を必要とする工事 * 防水工事（監督職員の指示による） 防水仕様を明記すること。 * 黒板 ・板面の品質保証書 ・組合の保証票（全ての黒板に1枚ずつ） * 体育器具、遊具等 ・器具等のメーカー保証書 ・傷害保険証書 * その他必要と認められる工事（1年を超えるもの） ・ユニットバスの防水 ・機器、器具 ・ペアガラスほか。	(8) (同左)

項 目	内 容	備 考
	(9) 搬入材料検査簿 工事現場に搬入した下記の材料は種別ごとに品質・規格別に集計を行い、搬入材料検査簿としてまとめ、監督職員の検査を受けること。 【建築】 * 杭 * 鉄筋 * コンクリート 【電気、機械】 * 機器類等（監督職員の指示による）	(9) 【建築】 （不要）
	(10) 試験成績書、報告書 〔地業工事〕 a 既成杭 * 杭配置図 * 杭単体性能試験書 * 施工記録（全ての杭についての打設データ） * 芯ずれ図、高（低）止まり図 b 現場打ちコンクリート杭 * 杭配置図 * 鉄筋工事、コンクリート工事等は、それぞれの工事に準じて必要な書類を作成すること。 * 施工記録（全ての杭についての打設データ） * 芯ずれ図、高（低）止まり図 * 施工管理技術者の資格証明書 〔鉄筋工事〕 * ミルシート（全てのサイズ・本数を記載したもの） * 鉄筋ラベルのコピー * 圧接引張試験報告書（⇒現場代理人が立会いすること） * 超音波深傷試験報告書（第三者機関による検査） * 溶接金網ミルシート 〔コンクリート工事〕 * 配合報告書（配合計算書、セメント・骨材・混和材、水の各材料検査書を含む。）全てのコンクリートについて、打設日の1週間前に提出のこと。 * コンクリート圧縮試験一覧表（全コンクリート） * コンクリート圧縮試験報告書（仕様書による）（⇒現場代理人が立会いすること） * 塩化物総量試験報告書（カンタブ）	(10) 監督職員の指示による。

項 目	内 容	備 考
	〔鉄骨工事〕 * ミルシート（全てのサイズ・本数を記載したもの） * 超音波深傷試験報告書（第三者機関による検査） * 使用材料リスト * ボルト性能試験書（全サイズ） * 社内検査報告書（鉄骨製作業者の自主検査） * 受入検査記録簿（受注者等が受入れる際の確認検査） * 防錆塗料試験成績書 〔ＣＢ工事〕 * 試験書～写真で種別を確認できる場合は不要 〔防水工事・屋根工事・塗装工事・内装工事〕 * 各使用材料試験成績書（性能表） 〔建具工事〕 * 社内工場検査書 * 防錆材料試験成績書 * 製作工程写真 * アルミサッシ性能試験書（建材センター発行） 〔エレベーター工事〕 * 完了検査試験成績表（現場検査） * 社内工場検査書（工場検査） * 工場検査状況写真 〔外構工事〕 * 出来形図（求積図も含む、コア抜き箇所も明記のこと） * コア * 二次製品試験結果報告書（芝、客土等の品質も含む） * アスファルト舗装工事品質管理取りまとめ * コンクリート圧縮試験報告書 〔電気設備工事〕 * 分電盤絶縁測定（電灯コンセント） * 電界強度測定（テレビ） * 速度測定（ＬＡＮ） * 自火報試験結果（消防） * 工場検査書（機器類） 〔機械設備工事〕 * 機器類（換気扇、冷暖房機、ポンプなど）の試験成績書 * 器具類（衛生陶器、水栓など）の完工図	

項 目	内 容	備 考
	(11) 施工体制台帳 下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くこと。 また、施工体制台帳の写しを作成し監督職員へ提出すること。 〔添付書類〕 * 請負契約及び下請契約に係る書面の写し * 元請けの主任技術者又は監理技術者が各資格を有することを証する書面又はこれの写し * 主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれの写し * 施工体系図 * 作業員名簿 (12) その他の提出書類 * 電子データ（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ） 竣工図・施工図・完成写真・工事写真 * 建退共証紙貼付実績書（写し） * 産業廃棄物処分業許可証 * 建設廃棄物処理委託契約書 * 産業廃棄物処分委託承諾書 * 産業廃棄物集計表 * 室内汚染物質測定結果表 * 社内検査報告書 * 出勤管理簿（ＪＶの場合） * 現場組織表 * 出荷証明書、品質証明書 * 製品安全データシート（ＳＤＳ） * 創意工夫に関する実施報告書 * 工事打合せ記録簿 * 出来形図（外構工事） * 官公署届出書類 * 大気汚染防止法に係る事前調査結果の報告書（写し） * 大気汚染防止法に係る特定粉じん排出等作業結果の報告書（写し） * 石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び小樽市生活環境部環境課に調査結果を報告したことを証する書面（写し） * 休日等取得実績調書 * 工事实績情報(CORINS)の登録内容確認書（写し） （契約金額５００万円以上） * 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び実施書（契約金額１００万円以上）	(11) （同左） (12) 監督職員の指示による。

項 目	内 容	備 考
	(13) 必要に応じ監督職員へ提出する書類 * 納品書 * メーカーリスト * 鍵リスト・建具配置図 * 安全管理記録書類 * 土砂及び産業廃棄物等投入証明書又はマニフェストの写し及び伝票 * 技能士従事者通知書	(13) 監督職員の指示による。
9. 工事写真撮影要領	〔工事工程写真〕 (1) 撮影の対象 工事記録写真は工事着手前の状況から完成までの各工程全般にわたって対象とするが、特に不可視部分の施工状況について留意する。 本要領による他、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編（最新版）」を参考とする。 (2) 撮影の方法 ① 撮影条件の表示 写真の一部には、小黒板に工事名、工事項目、撮影位置及び撮影対象の設計寸法（略図で示してよい）、撮影年月日を記入して撮影する。なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 ② 寸法の表示 撮影対象には必要に応じ基準線（下げ振り、水糸等で示す）を表示し、主要寸法が読みとれるよう目盛（スタッフ、スチールテープ、リボンテープ等）を入れて撮影する。 (3) 整理の形式 ① 整理方法 A 4 判で 1 ページにカラー写真 3 枚程度とし、写真の横に説明等記載欄を設ける。余白が生じた場合は、「余白」と記載する。 ② 写真の大きさ 写真の大きさは原則として、L 版程度の大きさとするが、必要に応じてパノラマ写真とすることができる。	

項 目	内 容	備 考
	③ 工事写真の提出部数及び形式 ア. 工事写真として、工事写真帳を1部提出する。 イ. 電子媒体はCD-R、DVD-Rを原則とし、これ以外の電子媒体の場合及び規格については、監督職員の承諾を得るものとする。 ウ. 電子媒体の記録映像フィルム形式は、J P E G形式（非圧縮～圧縮1/8まで）を原則とし、これ以外による場合には、監督職員の承諾を得るものとする。 (4) 写真撮影の留意事項 ① 撮影は工程の進捗に合わせて実施するため、撮影の時期が大切である。現場に直接たずさわる工事担当者は施工計画に基づき撮影の日時、方法、密度等を周知し、適切な撮影を行うこととする。 ② 工程の進捗により後日の撮り直しが困難なため、撮影後早急に写真の良否又は記録状態を確認する。 (5) 工事写真の整理方法 ① 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。有効画素数は100万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで5年程度顕著な劣化が生じないものとする。 ② ネガより電子化された写真についても適用できるものとする。 ③ 写真の整理は、工事区分が複数の場合（例えば主屋と付属棟、渡廊下、A棟とB棟、建物と外構）は区分毎に別冊の工事写真帳にする等、混同しないように整理する。 ④ 写真内の内容、又は写真自体の写りが不明瞭な場合は、補足説明等を記入する。	

項 目	内 容	備 考
	〔完成写真〕 (1) 撮影対象及び大きさ ① 外部全景写真（４面） キャビネ判（光沢紙） 布周りが入るように撮影する。 ② 内部各室写真（４面） サービス判（光沢紙） 開口部を閉ざして全面がわかるように撮影する。 ③ 工作物、機器、その他 サービス判（光沢紙） 全景がわかるように撮影する。 ※監督職員の承諾が得られた場合は、変更することができるものとする。 (2) 写真撮影の留意事項 ① 撮影は、技術の熟練者にあたらせ、広角レンズの使用等充分配慮する。 ② 検査時のでき形状況を要領よく撮影し仮設物、人物、車両、小黒板、スケール等の入らない写真とする。 ③ 同時工期の関連工事（別途発注の建物、電気、機械設備、土木、外構等）も完了した写真を撮影する。 ④ 内外部写真は、必要に応じて配置図又は、平面図を作成し、撮影方向を入れる。	

項 目	内 容	備 考																												
	〔小黑板〕 (1) 仕様 地色を緑とし、枠どり、文字、工事名は白ペイントとする。 ※監督職員の承諾が得られた場合は、変更することができるものとする。 (2) 寸法 大きさ、各寸法は下記による。 <table><tr><td>工 事</td><td colspan="2"></td><td>80</td><td rowspan="7">400</td></tr><tr><td>日 付</td><td></td><td rowspan="6">適用</td><td>50</td></tr><tr><td>工 種</td><td></td><td>55</td></tr><tr><td>撮影位置</td><td></td><td>55</td></tr><tr><td>設計寸法</td><td></td><td>80</td></tr><tr><td>実測寸法</td><td></td><td>80</td></tr><tr><td>150</td><td>150</td><td>300</td></tr><tr><td colspan="2">600</td><td></td><td></td></tr></table> (3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化について デジタル工事写真において、小黑板情報電子化を行う場合は次による。 ① 使用する機器・ソフトウェア等は9（2）①の項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。※1 なお、信憑性確認（改ざん検知機能）はCRYPTREC暗号リストに記載されている技術を使用していること。 ② ①について事前に監督職員に資料を提出し、承諾を得るものとする。 ③ 工事写真の提出にあつては、信憑性確認※2を行い、その結果を併せて監督職員に提出するものとする。 ※1:使用する機器・ソフトウェア等は、（一財）日本建設総合情報センター 開発 研究部（以下、JACIC開発研究部）がHP上で公開している「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考とすること。 ※2:JACIC開発研究部のチェックシステム（信憑性チェックツール）や同システムを搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いること。	工 事			80	400	日 付		適用	50	工 種		55	撮影位置		55	設計寸法		80	実測寸法		80	150	150	300	600				
工 事			80	400																										
日 付		適用	50																											
工 種			55																											
撮影位置			55																											
設計寸法			80																											
実測寸法			80																											
150	150		300																											
600																														

項 目	内 容	備 考
10. 主要な工事 関係様式	①竣工図の表紙	別紙1
	②搬入材料検査簿	別紙2
	③技能士従事者通知書	別紙3
	④工事竣工に伴う備品その他引継について	別紙4
	⑤工事打ち合わせ記録簿	別紙5
	⑥工事週報	参考1
	⑦工事写真帳	参考2
	⑧現場表示板	参考3
	⑨事前調査結果の報告書	参考4
	⑩特定粉じん排出等作業結果の報告書	参考5
	⑪事前調査の結果及び作業内容等の掲示	参考6
	⑫休日取得実績調書	参考7

(背表紙)

(表紙)

令和〇〇年度

〇〇〇〇〇〇〇〇工事

竣工図

令和〇〇年度

〇〇〇〇〇〇〇〇工事

竣工図

設計監理
施工小樽市建設部建築住宅課
〇〇〇〇〇〇〇〇会社

工期	着工	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	完工	令和〇〇年〇〇月〇〇日

(表紙裏面)

[500万円以上の場合]

- ・黒表紙A4版見開き製本とすること。
- ・表紙・背表紙の文字は、すべて金文字とすること。
- ・設計業務委託及び監理業務委託をしている場合は、設計監理の欄を会社名とすること。
- ・追加工事や関連工事については、可能な限り本体工事と共に綴ること。
- ・表紙裏面左下に着工日及び完工日の年月日を記入すること。

搬入材料検査簿

別紙2

工 事 名

工 期 令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 まで

受 注 者

搬入材料検査簿

No.

品名	搬入数量		品質・規格		合格数量累計			単位	設計数量	請負人に対する指示事項		摘要
搬入年月日	搬入数量	検査結果	合格		合格	不合格	数量	立会人印				
			合格	不合格								

(建築工事用)

搬入材料検査査査

No. 1

[illegible]

別紙3

技能士從事者通知書

令和 年 月 日

小樽市長

様

受注者

工事名

[illegible]

別紙4

工事竣工に伴う備品その他引継について

令和 年 月 日

小樽市長

様

受注者

工事名

このことについて下記のとおり竣工したので引継します。

記

- 一、
- 一、
- 一、
- 一、
- 一、
- 一、
- 一、
- 一、

以上

別紙5

[illegible]

令和 年度

工 事 週 報

工 事 名 _____

工 期 (着 工) 令和 年 月 日
 (完 工) 令和 年 月 日

受 注 者

No. _____					
工 事 週 報					
工事名 _____					
予 定			実 施		
月 日	曜 日	工 種 ・ 施 工 内 容	予定 通り 実施	工 種 ・ 施 工 内 容	天候
	日				
	月				
	火				
	水				
	木				
	金				
	土				
特記事項：					

記入例：実施欄の工種・施工内容については、予定を変更した場合に記入すること。
予定通り実施した場合は、○印を記入すること。

No.〇-〇〇

工事週報(記入例・注意事項)

工事名〇〇〇〇工事

予定			実施		
月日	曜日	工種・施工内容	予定通り実施	工種・施工内容	天候
4/7	日	休日 ※提出日日付、工種施工内容の予定は当該週の前週金曜提出、実施は翌週月曜提出とする。 (祝日を除く)	○	※○印の場合はこの欄には記入しない	晴れ
4/8	月	RF鉄筋組立、梁筋圧接及び型枠取付。	○		曇り
4/9	火	同上	×	雨天の為中止 ※×印の場合は記入	雨
4/10	水	RFコンクリート打設	×	RF鉄筋組立、梁筋圧接及び型枠取付。	曇り
4/11	木	コンクリート養生	×	RFコンクリート打設 コンクリート養生	曇り
4/12	金	内部仕上(木工事及び左官工事)	○		曇り
4/13	土	同上	○		晴れ
特記事項: 防災協や店社パトロール、立会が必要な検査、課長検査、財政部検査、社内検査等を行った場合に月日事由等を記載すること。					

記入例: ①実施欄の工種・施工内容については、予定を変更した場合に記入すること。
予定通り実施した場合は、○印を記入すること。実施欄は空白とすること。

	区分	参考2
	工種	
	撮影日	
※L判程度の大きさ		

	区分	
	工種	
	撮影日	
※L判程度の大きさ		

	区分	
	工種	
	撮影日	
余 白		
※写真を張り付けない場合は「余白」と記入する。		

特記仕様書による

〇〇〇〇改修工事	地色 白
小樽市建設部建築住宅課	
施 工 △△△△建設株式会社	地色マンセル値
連絡先 △△△△建設株式会社	建築 5PB 3/8
建退共 ステッカー	電気・機械 5YR 6.5/11
電話 0134-00-0000	

現場仕様書による

※現場事務所を設置する場合、連絡先は現場事務所とする。
※現場標示板の大きさは特記仕様書により、地色は標記の通りとする。
※字体は丸ゴシックとする。

事前調査結果の報告書

参考4

①発注者 住所 小樽市花園2丁目12番1号
氏名 小樽市役所 様

②元請業者 住所
氏名
電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所		(解体等の工事の名称)	
④解体又は改造・補修着手年月日	令和 年 月 日	延床面積	m2
⑤解体等工事の種類	解体 改造・補修	階数	階建
⑥建築物等の竣工・着工年	昭和・平成 年 頃 竣工・着工		
⑦建築物等の概要	☐ 建築物 (☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他 ()) (☐ 木造 ☐ RC造 ☐ S造 ☐ その他 ()) ☐ その他工作物		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等	氏名		
	講習機関等の名称 (☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ その他 ())		
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	☐ 書面 ☐ 目視 ☐ 分析 ☐ その他 ()		
⑪調査の結果	⑫特定建築材料の有無	☐ 石綿有又は石綿みなし有(詳細は別紙1のとおり) ☐ 石綿無	
	⑬破壊しないと調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
⑭事前調査の掲示	設置年月日	令和 年 月 日	
	設置場所	別紙 2 のとおり	
⑮大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否		☐ 要 ☐ 不要	

備考 1 特定建築材料が有り、特定粉じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事中に特定建築材料を見つけた場合、再度説明すること。

元請業者からこの書面の説明を受けました。 ⑯ 小樽市役所 建設部建築住宅課建築係 印	
発注者へこの書面の説明を行いました。 ⑰ 説明者： 印	

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類		大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項及び5項を除く) 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業(かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業(5の項を除く) 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1から3の項、次項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積		1 吹付け石綿 (, m ²) 2 石綿を含有する保温材 (, m ²) 3 石綿を含有する耐火被覆材 (, m ²) 4 石綿を含有する断熱材 (, m ²) 5 石綿を含有する仕上塗材 (, m ²) 6 石綿を含有する成形板等 (m ²) 詳細は別紙 2 のとおり
④特定粉じん排出等作業の方法		除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
⑥特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況		別紙 3 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要		別紙 4 のとおり
⑨作業の 掲示	設置予定年月日	令和 年 月 日
	設置場所	別紙 2 のとおり
⑧特定工事の元請業者の現場責任者の指名及び連絡場所		電話番号 ()
⑩下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所		電話番号 ()

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

- 備考
- 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)に該当する場合に作成すること。
- 2 特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)工程を明示した特定工事(特定排出等工事)の工程の概要については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること(作業工程を示す日程表、図面等)。

特定粉じん排出等作業結果の報告書

参考 5

①発注者 住所 小樽市花園2丁目12番1号

氏名 小樽市役所 様

②元請業者 住所

氏名

電話番号

ご依頼のありました特定粉じん排出等作業について完了しましたので、大気汚染防止法第18条の23に基づき
下記のとおり報告いたします。

1. 特定粉じん排出等作業の概要

対象建築物	建物名称	
	住所	
	工事名称	
除去等業者	☐ 報告者と同じ（元請業者）	
	☐ 下請負人（	）
作業の概要	別紙1のとおり	

2. 石綿含有建材の取り残しがない等の確認

確認年月日	令和 年 月 日
確認者	氏名
	講習機関等の名称 （ ☐ 一般 ☐ 特定 ☐ 一戸建て等 ☐ その他（ ））

3. 特定粉じん排出等作業の完了

完了年月日	令和 年 月 日
-------	----------

4. 申し送り事項

異常時の対応	
計画と異なる対応を行った 場合はその措置内容	

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の概要（別紙1）を添付すること。
2 確認年月日が複数日に渡っている場合は期間を記入。

元請業者からこの書面の説明を受けました。

小樽市役所

建設部建築住宅課建築係

印

発注者へこの書面の説明を行いました。

説明者：

印

特定粉じん排出等作業の概要

①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業(次項及び5項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業(かき落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 3の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業(5の項を除く) 4の項 建築物等の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業(1から3の項、次項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用面積	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する保温材 3 石綿を含有する耐火被覆材 4 石綿を含有する断熱材 5 石綿を含有する仕上塗材 6 石綿を含有する成形板等
④特定粉じん排出等作業の方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ()
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法によるものではなかった場合、その理由	

※ 書面の構成等を改変する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

備考 1 解体等工事が特定粉じん排出等作業(石綿排出等作業)に該当する場合に作成すること。

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

参考 6

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、以下のとおり、お知らせします。なお、本工事は、以下の報告・届出を行っています。

- ☐ 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告
- ☐ 労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第五号の二、第五号の三）の規定による計画の届出
- ☐ 大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出

事業場の名称			
届出先及び 届出年月日	小樽労働基準監督署	令和 年 月 日	発注者又は自主施工者 【氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）】 【住所】
	小樽市生活環境部環境課	令和 年 月 日	
調査終了年月日		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	元請業者（工事の施工者かつ調査者） 【氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）】 【住所】
解体等工事期間		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
石綿除去（特定粉じん排出）等作業の期間		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
作業対象の石綿含有建材	☐ レベル1 ☐ レベル2 ☐ レベル3 ☐ 石綿含有建材なし		調査方法の概要（調査箇所） 【調査方法】 ☐ 書面調査 ☐ 現地調査 ☐ 分析調査 【調査箇所】 【現場責任者氏名】 【石綿作業主任者】 【連絡場所TEL】
調査方法の概要（調査箇所）			
【調査方法】 ☐ 書面調査 ☐ 現地調査 ☐ 分析調査 【調査箇所】			
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠） ※判断根拠：①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日			調査者（事前調査・分析等の実施者） 【氏名又は名称及び住所】 ①事前調査・試料採取を実施した者 ②分析を実施した者
【石綿含有あり（みなし含む）】			
【石綿含有なし】			
石綿除去（特定粉じん排出）等作業の方法			その他必要事項・条例等の届出年月日
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法		☐ 除去 ☐ 囲い込み ☐ 封じ込め ☐ その他	
排 集	機種・型式・設置数		
気 じ	排気能力（m ³ /min）		
装 ン	使用するフィルタの種類		
置 ・	及びその集じん効果		
使用する資材及びその種類			
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法			

※A3サイズ以上で掲示してください。

休日等取得実績調書

参考7

契約工期
2024年4月12日 ~ 2024年9月20日

対象期間
2024年5月1日 ~ 工事の完了日 2024年9月8日

工事名 ●●●●●工事

		2024年																																
		曜日 計画 実施		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		3月		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
		4月		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		5月		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
		6月		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		7月		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
		8月		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		9月		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
		10月		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
		11月		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
		12月		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
		2025年		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
		1月		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		2月		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		3月		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月

【凡例】 ■:作業日 休:休工日 (空白):対象外期間

- ・休工日(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・作業日(■)と休工日(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・現場閉所率は、正確には、
4週6休以上: 6日/28日=21.428...%以上
4週7休以上: 7日/28日=25.000%以上
4週8休以上: 8日/28日=28.571...%以上の こと。

計画時デマックス 現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間

= 41日/128日

= 32.031% → 4週8休以上 ... OK

実施時デマックス 現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間

= 35日/125日

= 28.000% → 4週7休以上4週8休未満 ... 補正なし

〔週休別現場閉所率〕

4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 28.5%未満
21.4%以上 25.0%未満	25.0%以上 28.5%未満	28.5%以上